

「小樽市環境基本条例（原案）」に対して提出された

意見等の概要及び市の考え方等

- 1 意見等の提出者数 **3** 人、 **1** 団体
- 2 意見等の件数 **19** 件
- 3 上記2のうち計画等の案を修正した件数 **0** 件

4 意見等の概要及び市の考え方

| NO. | 意見等の概要 | 市の考え方等 |
|-----|---|---|
| 1 | (前文) 「寒暖の差の少ない海洋性気候で」とあるが、冬季の雪と寒さが感じられないため、表現に工夫をして欲しい。 | 北海道における本市の特徴を述べている表現であるため、原案のとおりとします。 |
| 2 | (前文) 経済が重視され環境が悪化して来たこれまでの経過を考え、「環境への負荷を少しでも軽減すること」を「環境への負荷を大いに軽減すること」に、「持続的発展が可能な社会の実現に向け」を「持続的発展が可能な社会の実現を目指して努力することを決意し」にしてはどうか。 | ここでは、私たち一人一人が生活様式等を見直す努力をして軽減するという文意であるため、原案のとおりとします。 「持続的発展が可能な社会の実現に向け」は、御意見と同様の趣旨が読み取れると解されるため、原案のとおりとします。 |
| 3 | (第4条) 内容が義務規定なので、見出しは「市民の責務」ではなく、「市民の義務」が適当ではないか。 | 「責務」には、「責任」と同時に「義務」の意味を含んでいることから、原案のとおりとします。 |
| 4 | (第4条) 最も大きな責務は自治体が担うべきであり、第4条、第5条、第6条の順番は、責任の重さから、市、事業者、市民の順番にし、前文も「市、事業者及び市民」とすべきと思う。また、同様の理由から、第2章の条文（第10条、第11条第1項、第12条第1項、第13条第1項・第2項・第3項、第14条第1項・第2項、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条第1項・第2項、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条）にある「〇〇ものとする」を「〇〇なければならない」にすべきと思う。 | 市民、事業者、市の順序については、市の総合計画などにおいて、まちづくりの主役である市民、事業者を前にするという表記に倣ったものであり、並び順によって責務の重さが変わるものではないため、前文を含めて原案のとおりとします。 御意見の第2章の各条項については、「責務」ではなく、個別の方針を示しているものであるため、原案のとおりとします。 |
| 5 | (第6条第1項及び第7条第2号) 「自然的社会的条件に応じ」は、市民が理解しやすい表現にして欲しい。 | 環境基本法の条文に倣った表記であり、地域の条件に最も適したという意味合いの環境分野では多く用いられている表現であるため、原案のとおりとします。 |

| NO. | 意見等の概要 | 市の考え方等 |
|-----|--|---|
| 6 | (第7条第2号) 「水辺」は「海、川、湖、池などの水のほとり」に限定されるので、「水辺地」の前に「海、河川、沼（湖沼）」を明記して欲しい。 | 環境基本法の条文に倣った表記であり、「森林、農地、水辺地等」とは、人と自然とが共生する環境における生態系の例示であるため、海、河川、湖沼等を個々に明記するより、これらと連続する陸地を含む地域（空間）としての意味を持つ「水辺地」が適しており、原案のとおりとします。 |
| 7 | (第12条第1項) 助成については、可能な範囲で消耗品等の現物支給も可として欲しい。 | 条例やその本文に対する御意見ではなく、具体的な計画や施策といった内容に関するものであるため、今後策定する環境基本計画や計画に基づく施策実施の際の参考とします。 |
| 8 | (第12条第1項) 環境団体等の育成促進と活性化を図るために、活動の場（講演会、会議等）に市の施設を提供して欲しい。 | 同 上 |
| 9 | (第12条第2項) 目的限定の経済負担を考えているならば、具体的に明示した方が市民に分かりやすいのでは。 | 本条例の条文においては、解釈を限定するような具体的な明示は適さないと考えており、原案のとおりとします。 |
| 10 | (第15条) 見出しを、第16条の形式と合わせて、「海及び河川の保全等」にしてはどうか。 | 本条項の見出しは、条文の内容を適切に表現しており、原案のとおりとします。 |
| 11 | (第15条) 「河川の多自然化を目指す」を入れて欲しい。 | 御意見の趣旨は、第7条第2号及び第15条に含まれていると解されるため、原案のとおりとします。 |
| 12 | (第19条) 市民及び環境団体等のネットワーク（以下「市民ネット」とする。）を構築して、意見反映の機会を広く求めるようにするのはどうか。 | 条例やその本文に対する御意見ではなく、具体的な計画や施策といった内容に関するものであるため、今後策定する環境基本計画や計画に基づく施策実施の際の参考とします。 |
| 13 | (第19条) 環境問題等についてテーマを決めて、定期的に意見を求めるのはどうか。 | 同 上 |
| 14 | (第19条) 子供たちからの意見反映の場として、子供会、児童会、スポーツクラブ、親子の会等の場を活用するのはどうか。 | 同 上 |
| 15 | (第19条) NO. 14の施策実施に当たっては、行政だけでは要員が不足するので、NO. 12の「市民ネット」等に登録されたボランティアを活用するのはどうか。 | 同 上 |

| NO. | 意見等の概要 | 市の考え方等 |
|-----|--|--|
| 16 | <p>(第20条第1項) 「エコ・アクション・プログラム」の積極的な活用を図るため、市がNO. 12の「市民ネット」登録者を講師として育成し、市民への理解・浸透を図ることはどうか。</p> | <p>条例やその本文に対する御意見ではなく、具体的な計画や施策といった内容に関するものであるため、今後策定する環境基本計画や計画に基づく施策実施の際の参考とします。</p> |
| 17 | <p>(第20条第1項) NO. 16の講師育成のため「講師用の手引き」を作成して、適宜講習を実施することはどうか。</p> | <p>同上</p> |
| 18 | <p>(第20条第2項) 学校における教育及び学習には、環境活動を行っている市民及び環境団体を派遣して、実践活動を通じた環境教育を体験させることはどうか。</p> | <p>同上</p> |
| 19 | <p>(第34条) 審議会委員(15人以内)の選定に当たっては、環境問題に対する意欲と実績のある市民及び市民団体枠を5人として欲しい。</p> | <p>市民及び市民団体等が審議会の委員として参画することについては、規則に盛り込むことを検討します。</p> |